

大島商船高等専門学校学寮管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大島商船高等専門学校（以下、「本校」という。）における学寮の管理運営について、必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

(学寮の性格)

第2条 学寮は、団体生活を通して、友愛、協調及び自主の精神を培い、責任と規律ある生活習慣を体得させ、海技技術者及び工業技術者に必要な資質を養うための施設とする。

(寮務主事)

第3条 寮務主事は、校長の命を受けて学寮の管理運営並びに学寮における学生（以下「寮生」という。）の教育計画及び訓育指導の計画の立案、実施等に当たる。

(寮務主事補)

第4条 寮務主事を補佐するため寮務主事補を置く。

(寮務委員会)

第5条 学寮の管理運営及び寮生の厚生補導に関し、具体的事項を審議するため、大島商船高等専門学校寮務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 寮務主事及び学生主事
- (2) 寮務主事補
- (3) 各学科及び一般科目から選出された教員各1人
- (4) その他校長が必要と認めた者

3 前項第3号及び第4号の委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

4 寮務主事は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(指導寮生)

第6条 第1学年、第2学年及び第3学年の寮生の生活上の助言を与え、相談に預かるため、指導寮生を置く。

2 指導寮生は、第4学年又は第5学年の寮生から校長が任命する。ただし、第3学年の寮生から任命する場合もある。

(寮生会)

第7条 寮生の自律・自治の気風を養うことを目的として寮生会を置く。

2 寮生会は、寮生全員をもって構成する。

3 寮生会は、学校の指導を受ける。

(入寮)

第8条 学寮は、本校学生に限り入寮することができる。

2 入寮を希望する者は、入寮願（様式1）を提出し、校長の許可を受けなければならない。

3 前項の願い出に対する許可は、原則として学年の始めとし、入寮許可期間は入寮した日の属する年度の末日までの1か年ごととする。

ただし、年度途中における入寮許可は当該年度の終わりまでとする。

4 入寮を許可された者には、入寮許可書（様式2）を交付する。

（入寮基準）

第8条の2 入寮許可は、入寮願（様式1）を提出した学生について、以下の事項を考慮して行う。

- (1) 寮生心得など学寮規則を遵守することができる者
- (2) 共同生活を送るうえで支障がない者
- (3) 自宅通学が困難である者
- (4) 自宅において著しく学習が困難である者
- (5) その他就学上、入寮を必要とする特別な事由がある者

2 前項の選考においては、自宅から学校への通学時間及び最寄り駅の距離や特別な事情等を勘案し、決定する。

3 4年生以上の新規入寮は、原則として認めない。

4 本規則第9条の2により退寮を命じられた者の再入寮は、原則として認めない。

（退寮）

第9条 退寮を希望する者は、退寮願（様式3）を提出しなければならない。

2 卒業（専攻科進学者を除く）、修了及び独立行政法人海技教育機構練習船等による長期実習課程の者は、原則として閉寮日までに退寮しなければならない。その場合の退寮願の提出は不要とする。

（退寮処分）

第9条の2 校長は、性行不良その他の理由により寮生活が不相当と認められる寮生に対して、退寮処分通知書（様式4）により退寮を命ずることがある。

（離寮処分）

第9条の3 校長は、寮生が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、離寮処分通知書（様式5）により離寮を命ずることがある。

- (1) 学寮における生活が怠慢で寮日課の遂行に積極性がみられないとき。
- (2) 他の者に迷惑をかける行為が度重なるとき。
- (3) 寮内における違反行為が度重なるとき。
- (4) 寮の施設・設備を故意に破損又は汚損したとき。
- (5) 第13条に規定する経費の納付を怠り、督促してもなお納付しないとき。
- (6) 前各号に該当する他、寮生としての適格性を欠き、学寮の適正な運営を妨げる行為のあったとき。

2 離寮の期間は、寮務委員会で決定する。ただし、その期間にかかわらず、前項の処分は、その事由が消滅したと認められるときは、寮務委員会の審議を経て取り消す。

（学寮施設の閉鎖）

第10条 学寮施設は、学則第6条第1項第5号から第8号までの各号に規定する休業期間中は閉鎖するものとする。ただし、特別な事情があるときは、校長の承認を経て変更することがある。

（居室の指定）

第11条 寮生の居室は、寮務主事が指定する。

（寄宿科）

第 12 条 寮生は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 35 号）の定める寄宿料を納付しなければならない。

2 入寮又は退寮の日が月の途中である場合であっても、寄宿料は、1 か月分を納付しなければならない。

（経費の負担）

第 13 条 食費及び学寮生活上公費負担が適当でない認められる費用については、寮生の負担とする。

2 寮生は、前項の経費について学校の定める額を毎月所定の日までに校長の指定する職員に納付しなければならない。

（施設保全の義務）

第 14 条 寮生は、居室、共用施設その他学寮の施設を常に正常な状態において保全することに留意し、特に次の各号に定める事項を誠実に守らなければならない。

(1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。

(2) 居室には、部外者を宿泊させないこと。

(3) 居室に、寮務主事の許可なくして工作を加えないこと。

(4) 共用の施設は、常に良好な状態を保つよう連帯して保全すること。

(5) 学寮施設に、寮務主事の許可なく掲示、貼紙等をしないこと。

(6) 故意又は過失により施設、設備を滅失、破損又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。

(7) 防火管理、保健衛生管理、災害防止その他学寮施設の管理運営上必要な場合は、学校の指示に忠実に従い積極的に協力すること。

（日課等）

第 15 条 寮生の日課は、寮務主事が定める。

2 学寮における日課の遂行及び寮生の生活指導等を行うため学寮指導教員（寮務主事・寮務主事補及び宿日直教員をいう）を置く。

（雑則）

第 16 条 この規則の実施について、必要な細則（寮生心得等）及び学寮施設利用心得は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和 46 年 1 月 1 日から施行する。

2 大島商船高等専門学校学寮管理運営規則（昭和 44 年 1 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和 48 年 7 月 26 日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 59 年度以前の入学者は、なお従来例によることができる。

附 則

この規則は、昭和 61 年 1 月 17 日から施行し、昭和 60 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、昭和 62 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 11 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 5 月 10 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 19 年 6 月 4 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 3 月 23 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 4 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

様式1

入 寮 願

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科 年
本人氏名 (自署)

保護者住所
氏名 (自署)

下記の事由により学寮に入寮を希望しますので、許可して下さるようお願いいたします。なお、入寮を許可されました上は、学寮に関する諸規則を守ることを誓います。

記

- 1 入寮を希望する事由
- 2 自宅から通学するとした場合の通学方法及び所要時間
通学方法
所要時間

様式2

入 寮 許 可 書

学科 年
氏 名

願い出により，本校学寮への入寮を許可する。

ただし，病気その他の理由により寮生活が不適當と認められる場合には，退寮させることがある。

年 月 日

大島商船高等専門学校長 氏名

様式3

退 寮 願

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科 年
本人氏名 (自署)

保護者住所
氏名 (自署)

下記の事由により退寮を希望しますので、許可して下さるようお願いいたします。

記

- 1 退寮を希望する事由
- 2 退寮後の住所・電話番号
住所
電話番号 () ー
- 3 退寮を希望する日付
令和 年 月 日

様式 4

退 寮 処 分 通 知 書

学科 年
氏 名

(処分内容)

学寮管理運営規則第9条の2の定めにより，退寮処分とする。

年 月 日

大島商船高等専門学校長 氏名

様式5

離寮処分通知書

学科 年
氏名

(処分内容)

学寮管理運営規則第9条の3の定めにより、離寮処分とする。なお、離寮の期間は
年 月 日から 年 月 日までとする。

年 月 日

大島商船高等専門学校長 氏名